

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成30年 7 月 23 日

月 曜 日

号 外

目 次

告 示

○建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の一部改正

1

告 示

富山県告示第360号

建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の一部改正について

建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成16年富山県告示第 206号）の一部を次のように改正する。

平成30年 7 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 3 条 第 1 項 第 1 号 カ 中 「平成28年富山県告示第 334号」を「平成30年富山県告示第 331号」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 申請書は、平成30年度及び同年度から起算して 2 の倍数の年度経過後の年度（以下「定期受付年度」という。）の知事が別に定める期間内に、道路等の維持管理の業務に係る申請者にあつては主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して、道路等の維持管理の業務以外の業務に係る申請者にあつては直接知事に提出するものとする。

第 3 条 第 5 項 中 「（休日を除く。）」を「（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第 1 号）第 1 条 第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）」に改める。

第 6 条 第 1 項 各号列記以外の部分中「20日以内に」を「速やかに」に、「使用

印鑑変更届（建設告示様式第8号）又は誓約書（建設告示様式第13号）」を「又は使用印鑑変更届（建設告示様式第8号）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条第1項第1号カ、同条第4項、同条第5項及び第6条第1項各号列記以外の部分の改正規定は、平成31年度以降の入札参加資格者に適用し、平成30年度の入札参加資格者については、なお従前の例による。

（管 理 課）